

第7日目（9月7日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程は先に配付いたしました議事日程第3号のとおりといたします。
〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、第67号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第67号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は平成28年2月から、コンビニエンスストア等に備えつけの機械で、印鑑登録証明書を交付・取得するために必要な事項を定めるものです。

改正条文のほうをごらんいただきたいと思います。南魚沼市印鑑条例第11条の次に、第11条の2を加えます。現在、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、第10条第1項及び第11条第1項により印鑑登録カードを提示し、市長が確認することが必要となっています。この例外として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた者は、当市のコンピューター等電気通信回路で接続されたコンビニエンスストア等に備えつけの多機能端末機器——キヨスク端末といっておりますけれども——で、個人番号カード及びあらかじめ登録された暗証番号を入力することで、自分の印鑑登録証明書の交付を受けることができるとするものです。

附則としまして、この条例の施行期日は平成28年2月1日としたいものです。

全国の多くのコンビニエンスストア等で、午前6時半から夜11までの間の営業時間内に取得することが可能となります。3庁舎においても開庁時間内は取得できることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 改めてこの条例の前提となるマイナンバー制度について、ちょっとはつきり確認したいと思っております。振り返りますと、2013年消費税と社会保障の一体改革ということで、国会で賛成多数で成立したわけでありましてけれども、改めてマイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をした全員に、12桁の生涯変わらない番号をつけて、社会保障や税の個人情報等を国が一括管理、活用するというものでありますが、このメリットとデメリットについて簡潔に伺いたいと思います。どのような内容でしょうか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 メリットの第1位は、行政の効率化にあると思っております。各行政機関間

での個人情報のやり取りについて、今まで紙ベースという部分が主体でしたけれども、それが電子化されることによって、時間、それから手間、こちらが大幅に短縮されると思っております。その後に、制度を最初は市民の皆さんの利便性という部分はまだまだというふうに受け止めておりますけれども、制度が熟成すればその辺、市民の皆さんの利便性もかなり改善してくるのではないかと、実感できてくるのではないかと思っております。

デメリットの部分ですけれども、情報がきちんと守られるかという部分で、やはり、今の電子情報は完全に守られるということは断言できない状態にあります。ネットワークに接続している部分につきましては、やはりそれを狙うハッカーやそういうものがあるわけですので、そちらとの関係はたちごっこの関係が今も続いているということです。それについてはかなり難しい部分もあるということです。

日々、どちらかの部分が相互に追い越し、追い越されつつというのが現実にあると思っております。それから、どうしても個人情報を扱うものは、いろいろな規制をかけても人間が携わるものですので、最終的には個人のモラルという部分はどうしてもかかわってくるという部分で、その絶対的な担保という部分は、どうしても一抹の不安の部分は残るといふことだと思っております。以上です。

○議 長 皆様にお願いしますが、議案とあまりにも乖離した質問については配慮してください。全ての議案については、もうほとんどのいろいろな中で関連があるわけでありますので、そこをこういくと、議案の審議上も運営上も支障が出る場合がありますので、そういう配慮の中で質問のほうをお願いしたいと思います。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 今回の回答を聞きますと、どっちかというやはり国、行政側のほうに便利になるというふうに受け止めているわけでありますが、その点も含めて今後また態度をはっきりさせていきたいと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 番号カードを利用したということですが、カードについては所持は強制ではないということでもあります。今後、カードがなければこういった恩典を受けられなくなるのか、その辺をひとつお聞きします。これは印鑑登録の問題でありますので、いろいろこれからメニューが出てくるということも聞いているところですが、まず、これについてお伺いします。

そして、今ほどの質疑でありましたように、セキュリティーを守れるかどうか。守れないと、あるいはハッカーとはたちごっこだとこういった答弁をしている中で、こういうものをどうしても行政としてはやらなければならないのか、その辺をひとつお答えしていただきたい。

まだまだそういった準備が整っていない。また、先般、行政懇談会、市長懇談会でも、ことしの問題としてこのマイナンバー制というものを普及を絡めてやったと思うのですけれども、非常に説明を聞いてもわからない。最終的には強制でないというような話になってくる

のですが、そういったところからしてみればこれ自体、本当に市民にとって、国民にとってすばらしいものだというふうに捉えてやっているのか。現場としてまだまだちょっと無理があるのではないですか、というような考え方を伝えてあるかどうかひとつお聞きします。

○議 長 市民生活部長

○市民生活部長 カードがなければコンビニエンスストア等での自動交付のほうで受けることができません。現在、3庁舎で行っている自動交付機による印鑑登録証明書の発行については、平成28年6月いっぱいをもって廃止する予定となっております。以上です。

○議 長 市民課長

○市民課長 セキュリティーが守れない中で、どうしてもやらなければならないかというご不安でありますけれども、実はこのコンビニ交付というシステムは、このマイナンバー制度によって初めて生まれたものではありません。今現在でも全国の市町村の中では、おおよそ100ぐらいの市町村がコンビニ交付を実施しております。マイナンバーカードが発行される前の段階でありますので、今現在、コンビニ交付を行っている市町村は、住基カードを使って行っているわけでありまして。

その中で、もう全国どこの市町村でも、その実施自治体の住民であれば住民票等が取れるわけでありまして、印鑑証明が取れるわけでありましてけれども、いろいろな説明会等に出させてもらった中でも、それによってトラブルがあった、あるいは個人情報が出たというような事例は聞かれておりません。

このコンビニ交付は割とかなり固いラインと申しますか、総務省とコンビニの事業者等がかなり綿密につくり上げたシステムでありまして、我々も先行する自治体の実施例を見ながら、かなり信頼性における安全な交付体系であるという前提で、今の自動交付機からこれからの普及、将来性を見据えた中でコンビニ交付に切りかえようという判断をしたわけでありまして。

その点、総論的にはいずれコンピューター上のデータであるので、それはハッカーとの戦いは永遠に続くのだというこれは宿命でありますけれども、だからといって全て一切が一から考え直さなければならないという立場のものではないと私は考えております。ある程度の実績を踏んで、そこに安全性を認めた上で、我々もこの実施に踏み切るという考えであります。

それから、市民にとってメリットがあるか、現場としてどう考えるかというお話でありますけれども、我々としてはやはり最初、導入時はかなり混乱が生じるであろうし、また不安も広がるであろうと。これは覚悟をしておりますし、その点もいろいろな説明会、市政懇談会等でも説明をしております。ただ、これが定着をするということが大事であろうと思っております。

我々の側も使い方、これはかなり厳しい法的規制を持っております。その規制の中で、適正な使い方をこうやってしていますよと、その上で、皆さん方にもこういう番号によるメリットが跳ね返りとして反射的に生じています。また、カードもこういう使い方が具体的に新

たにできるのです。新しいサービスがこれでできるのですということが目に見えてわかってくれば、やはり、皆さん方に喜んでいただける、信頼していただける制度になっていくと、私はそう信じております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 カードはあくまでも任意で、全員が持つものではないと私は思うんですね。番号はこれはもう拒否できないことだそうです。ですから、カードがなければ、今、受けている自動交付機もできない、コンビニもできない、だからとったほうがいいじゃないかと。これはメリットの部分を享受するためには、それが必要だろうということで、大体これは理解できると思います。

ただ、今、自動交付機はものすごいお金がかかっていることは十分私もわかって話をしているのですが、それが解消できるということは、1つのメリットかもしれません。しかし、市民の利便性については縮まると、要するに窓口で交付を受けなければならなくなるということですよ。それを1つ確認しておきます。

それから、ここ印鑑条例でマイナンバーについて全部言うのはなかなか難しいのですが、今、情報という返答があったのですけれども、情報が漏れたことがないという、それほどいいシステムになっているという話が、コンビニの場合はあるということです。ですが、この制度は、情報を収集される立場の我々が、そのカードなりを使って自分の情報を確認できますか、全て集めたものを見られますか。私はそうではないと思っているんですね。それをひとつ明快にお答えいただきたいのです。印鑑だけの問題でなく、ちょっとそれですけれども、その情報を確認できて、そしてそれが間違いがあるかどうかを自分で確認ができて、それを修正できますか。そういうこともこのマイナンバー制度にはいろいろの絡みが出てきますので、その点を1つお聞きします。

それから、このマイナンバーに絡めると、非常に税務申告等は——次でやってもいいのですけれども——非常に情報は提供しなければならないけれども、それがどういうふうにご利用されて、どこへ飛んでいるかもわからないという事態が起きるのです。そして、従業員を使っている方々は、番号を管理しなければならない。そのシステムが膨大なということは、今回の説明会ではされていないと思うのです。その辺をやはり周知をきちんとしておかないと、私はメリットだけを言われても大変な事態が起きるのかなというふうに思いますが、対応をお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目について私のほうから説明をさせていただきます。自動交付機が廃止になりますけれども、その方たちが全員、窓口のほうに来られるかということです。先ほど説明しましたように3庁舎にもキヨスク端末を配置しますので、時間内であればキヨスク端末を利用して交付をいただくことができます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、自分の情報を確認できるかということですが、これには国が言うてお

りましょうにマイナポータルというシステムを構築するという形がうたわれております。この内容についてはまだごくごく詳しい部分が示されておりませんが、個人番号カードを使用して、その個人認証を使ってインターネット上で自分の個人情報が各行政機関内でどういうやりとりをされたか、いつどのような情報がどの機関からどの機関へというような部分が、確認できるとされております。

そのほか、インターネットが接続できない皆さんについては、文書で請求できる、確認できるシステムを構築するというふうにうたわれております。この辺についても、詳しい手続情報はまだ示されておりませんので、今後のことになるかと思えます。

情報を修正できるかどうかというところですが、次の個人情報保護条例の関係にも出てまいりますけれども、番号法上で著しい違反があった場合には、特定個人情報の停止、あるいは訂正等ができるという形で規定されております。

それから、事業所等の番号の管理についてですが、確かに事業所への周知という部分は、この前のお答えにもありましたように、十分でない部分がございます。システム化するとシステムを管理する部分に、重要なセキュリティーの管理が発生してきますので、非常に大変になってまいります。我々、市の機関も一事業所としてそれに対応しなければならない部分がありまして、各職員には先般、研修会を行ったところであります。

ごくごく少数のデータ 100 件未満くらいであれば、手で管理するというほうが非常に、返ってセキュリティーの面は楽と。システム化するとシステムの保護をしなければならないということになりますので、従業員の皆さんからいただいた個人カードのコピー等は金庫等に保管して、法定調書を提出する際に手書きで付記して提出するというほうが、現実的ということもあるかと思えます。この辺の周知については、まだまだ不十分ですので、今後、前回お答えしたように、対応を図っていきたいと思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段はなかなか、要するにもとに戻るということですよ、昔に戻るということですよ。カードを持たない人はね。

それから、今、情報を確認できるという中で、インターネットを使って確認ができるということですよ。そうすると、そこが要するにインターネット回線と接続されていない管理をするというような話もあった中で、それで情報の開示を求められるということは、非常に今の説明はおかしいと思うのです。要するに昔のように全部文書でやらなければ、ハッカーから逃れることができないのではないかと思うぐらいの危うさが、私はあると思っております。

ですから、今の答弁でもセキュリティーは非常に難しいとか、結局は手で管理したほうがいいんじゃないですかとか。その程度のことで矛盾をはらみながら、どんどん、どんどん、こうした行政を進めていっていいのかどうか。要するにもう少しこれは延期をしていくべきじゃないかと私は思うんですね。そういうことをしないと、市が問題を作っていくということに直接的にはなってしまうのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 詳しいことはまた必要であれば担当のほうで説明しますが、ご認識いただきたいのは、機械であろうが文書であろうがそれを管理するのは全て人間でありまして、いくらい法律を作ってもそれを破る人がいれば、それは法律違反。やっぱり破るのは人間ですから。ですから、そこはきちんと基本的に認識していただかないと、この機械のことだけは漏れるけれども、紙なら全然漏れないなんていうことは、これは 100%ないとは、全然申し上げられませんから。

そこをまずは性善説に立った上でやっていただかないと、どの法律も同じです。どんなきつい法律を作ろうが、重要な法律を作ろうが、これはもう破るつもりになればいくらかでも破れるわけですから、そこをきちんと認識はしていただきたい。このことばかりがその人間がセキュリティーをする、それは危ういとかそういうことではないわけでありまして。これは世界中どこでも同じです。今、憲法だって同じですね、破ったとか破らないとか違反だとかどうだとかと言っているけれども、それはそういうことですからそこはきちんと認識をしていただきたいということです。あとは担当が説明をします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 制度そのものについての部分については、これは番号法に基づいて我々は法定受託事務として行っている部分ですので、この部分について我々が判断をして、我々の市だけが行わないとかそういうことはできませんので、その辺は国会の場で審議されるべきものと考えております。以上です。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私はマイナンバー制に関しては、もう進めていくべきだということです。先ほど、前の質問の中で最後に市長が、やっぱり最後は人ですよ。そこに対して私が確認したいのは——ちょっとこことは外れていますが、この話は次でやろうと思ったのですけれどもここでやります——やっぱり職員のほうではいろいろな人を見ようと思えば見えるわけです。納税とか所得を見ようと思えば見られるわけですし、こういう事件もありました。新潟市のほうでは市長選に出た人の所得を見て、それが新聞沙汰になったやつとかがありました。そういうところのまたさらに職員モラルというか、そういう点の徹底をしていただかないといけないなという点があります。

あと、マイナンバー制はどこで誰が自治体間で情報を見たかというのも見られるわけです。その新潟の市長選に出た人は、自分で、私の所得に市で職員で誰がアクセスしたかという記録を、情報公開条例で出した。調べたらのぞき見しているのがいたというわけです。

そういう点を考えると、うちの市だってやっぱり情報公開条例を使わないと、そういうのを見られないですか。情報公開条例を使わなくても、例えば所得を職員の誰かが何のために見たとか、そういうことを調べるようにして、もし、申請があった場合は調べることができるのかどうかについて。例えば私が、私の記録したのを誰が見たのか調べることもできたのと。これはマイナンバー制の根っこは一緒ですよ、自治体間の。そういうこともしていく

のも1つだと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長 市長。

○市長 マイナンバーを使っての情報のやり取りについて、本人が、誰がどういうことでこの情報をやり取りしたかというこれは、さっき課長が触れたように、まだすぐであればマイナポータル制というのがあります、これはすぐに見られます。ですから、例えば南魚沼市役所と魚沼市役所で、牧野議員の情報をやり取りしたとか、そういうのは個人ですぐにわかります。やっぱりそこはそことしてわかるのですが、新潟のああい問題とか、こういうことも含めて先ほど触れましたように、結局、職員がこれを乱用すればもうめちゃくちゃになるわけですから、相当高い倫理観を持ってこのことに携わっていただきます。

公務員は特にそういうことは相当、服務規程も含めて、あるいは宣誓も含めてやっているわけですが、100%それが保証できるか、担保できるかといわれると、それはなかなか100%そうですとは言えないというところがありますけれども、もちろんこういうことになれば職員には相当また厳しい倫理観を持っていただくということを、きちんと私のほうからも話をしていかなければならないと思っております。

先ほど申しあげましたように、どこへどう回っていても、最後はその人間性の問題になってくるわけですので、高い倫理観を持っていただくということ以外に、100%防げる道はないというふうにこれは考えております。以上です。

○議長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 市長が言っている、ことあるごとに言ってほしいというのは、それはそれでわかるのです。ナンバーのマイネットじゃない、何でしたっけ……〔「マイナポータル」と叫ぶ者あり〕そう、それと同じように、うちの市でも例えば私が情報公開条例を使えば、アクセスを見られるのかもしれないです。でも、それには、1,000円だか500円だかちょっと忘れちゃったけれども手数料がかかるわけですよ。そういうのをしなくても、気軽に見える、例えば市内庁舎でも、新潟市であったことがここで起きていないというのは、それはわかりませんよ。うがった見方をしては悪いかもしれないですけども、例えば申請があったときに、私の所得は幾らだというふうに誰がどういうふうに見たかというのを、いつでも見られるようにしておくことは——例えば興味本位で、過去に年金のやつとかがありましたよね。社会保険庁では年金を支払っているか、支払っていないかとかといって一部、芸能人が支払っている支払っていないというので、情報流出して興味本位で見たとか。橋下知事だってやっぱりそういうのがあったと思ったのですよね。

そういうふうなものもあるので、例えば私の記録を私が見たいと言ったら、どういうふうアクセスされたか市内庁舎のやつを見たいというふうにとというのは、これは例えば無料でできるようになっても、私はいいのではないのかなというふうな思いがあります。じゃあ、遊びで見ていないかというのは誰がチェックしているのか、どうやってチェックしているのかというのは、庁内でもその都度ピックアップしてやっているというやつですけども、それだけで足りるのですかという——性善説で私もいきたいのですけれども、よその自治体と

かを見ている限りそういうのもあったりする。いつでもオープンに自分の記録が見られるようにしていくのは、大切じゃないのかなと思うんです。そこのところを答えていただければ。

○議 長 市長。

○市 長 ですので、マイナポータル制度というのを設けるということです。別にお金をかけなくても自分で見られますから。だから、そういう前提でやっているわけです。今の制度のままですと議員がおっしゃったように、情報公開条例とかいろいろの手続を経て、自分のところはどうか、こうだということが出てくるわけですがけれども、この制度がここまで普及すれば、それは確かにいらなくなる。

ただ、今の制度で誰でもすぐ確認できるというようにしたらどうかというのは、これはやっぱりそれこそ牧野さんになりすまして、どなたかが来て、こうだ、ああだと、これだって考えられるわけですから、そういうことをご理解いただかないとなかなか議論はつきない、乾かないということだと思っております。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今回の情報公開につきましては、個人情報の開示については請求していただければ開示という形になります。ただ、マイナポータル制度のようなシステムが、市の内部では現在ちょっと構築されておりませんので、お時間いただくような形になります。

それから、手数料等につきましては、今の情報公開条例の中でも閲覧であれば無料、それからコピー等というか紙でいただきたいというような場合であれば、実費という形でA4、1枚であれば10円という形で規定されておりますので、そのような形での対応をお願いしたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの議案について、次の議案もそうですけれども、マイナンバー制度について生じた問題であります。皆さんも新潟日報の投書欄に載ったのをご存じだと思いますけれども、南魚沼市の住人ですが、マイナンバー制についての投書がありました。この中で、自分でオランダに研究等に出掛けたときに遭遇したそうでありますけれども、同じような制度があったそうです。そうした中で、捉え方によれば公平性や行政の合理化などという効果は認められるだろうが、個人情報丸裸になる心配があるとか、あるいは最終的には政治と行政への信頼が前提であって、国民への周知が不十分なままでこれを進めると、非常に混乱を起こすのではないかというような意味合いであったかと私は捉えています。若干、本人が立ち話をしたところによりますと、この後段にはもっと厳しい意見を書いたつもりだけ

れども、ちょっと校正されたというような言い方をしておりました。そういった不安を持っている方々もいるということでもあります。

私もこのマイナンバー制度については、非常に心配をしている1人であります。今、質疑の中でありましたように、カードがあれば、というその利便性だけがPRされているわけがあります。一方でそのカードがなければ、自動交付機は多分、半年なりの周知期間をもって廃止をさせていただくと、こういう計画が以前にも示されたのは、私も先ほどの答弁を聞いてわかったわけがあります。

このカード等の自動発券機については、私はやはり配慮が必要なのかなど。なぜならば、カードは任意であるという立場であります。それから、セキュリティーについて、これほど心配をしていただく——難しいとか、あるいはそのうち慣れるだろうとかなんていう話でいける問題ではなく、こういった環境、インターネットのデメリットの部分だと思うのですけれども、非常にそこには問題が山積しているということ踏まえたならば、私はこの現場で、要するに直接住民に接する自治体の職員が、これはちょっと大変だぞという懸念があったとしたならば、私は大いに中央に挙げてその周知を徹底的にやる。あるいはそういったセキュリティーを徹底的に解除できる段階を待って、この法律を施行するような動きもあっていいのではないかというふうに私は感じました。

それから、情報の確認ができるかと、あるいは修正を求められるかということについては、簡単にできるということでもあります。初期の段階の手続が終わった時点ぐらいの情報というのは、大したことはないと思うのですけれども、そこに集積される情報というのは、すごい量が入ると思うのです。行政、収集するほうの側としてみれば、その人個人、その家族、その連れ合い、全て収集しようと思えばできるわけがありますので、それらの開示を求めて10円とかという話がありましたけれども、そういうのではないのではないかと私は思います。ですので、私はこのマイナポータルというシステム、これはまだまだこれからの問題というふうに、いろいろの書類を見ても書いてあります。そういった状況でこれを施行することは、いかがなものかと思えます。

もう1点は、カードがあることによってそういった情報を開示できるということであると、今度はカードを管理することも往々にして、家族あるいは従業員を持つ事業主等もそういった見ようとするれば見られるのかというあたりも、非常にあやふやな部分だなという感じがしました。

そういった1つ1つ疑問を抱けば数しれない部分が出てくるかと思えます。法律が通ったから進めなければならない、それが地方の自治体の職員だというような感じの答弁がありましたけれども、私は市民がこういうことに陥ってはならないと、こういうものに巻き込まれてはならないという心配があるとしたならば、どちらを選択するかという問題になる。そうすると、職員としてみれば、住民の立場でことを運んでいくのが、私は筋ではないかなと思います。

今、この法律が通ったとしても、施行しなければ延期をすることで、市民に何の支障も起

きません。そういう点からしてみても、この法律にかかわる問題については、中止あるいは延期をしていくべきものと考えております。以上で反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第67号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加するものであります。先の反対論者の方は、要は情報の一極集中でありますよね、これに対する不安ということです。確かに年金情報の漏れを見ればそういうことは十分に起こり得る。確かに心配するとおりであります。そしてまた、現場の安全管理についても不安を述べられている。確かに今までにない情報管理が、南魚沼市に課せられるわけでありますから、非常に現場とすれば困難、あるいは混乱を持つかもしれないという、そのとおりであると思っております。

しかしながら、この法律が国で決められたわけでありますから、この条例改正をしたとしても施行日を延期すればいいのではないかという考えでありますけれども、私は国の政策に対してあらがうというよりも、国の政策がいかに地方現場と合わないかということを上を上げていく絶好の機会ではないかと私は思っております。

したがって、この施行日は来年の2月1日でありますけれども、実際に住民の方たちが利用される、始めるのも2月1日以降あるいは4月1日以降でありましようが、今までの印鑑登録カードであったり住基カードであったり、この部分との兼ね合わせはどうなるんだというようなところは、当然、混乱が予想されるわけであります。

そういったことを1つ1つチェックをしながら、国に上げていく。こういうところは直していきたいと、これはだめですよというところを上げていく。要するに国の政策に対して、地方はいつでも従うのだということではなくて、実情に合わせて国は変えていってもらわなければならない。そういう方向に、私はこの条例改正というものを1つのチャンスにしたいと思っております。そういう意味での賛成であります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 第67号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。質疑の中で、完全に守られると断言できるとはいえないという答弁をいただきました。メリットは効率化ということのみでありました。やはり、行政手続が便利になるということではありますが、今、メリットを一番受けるのは国や行政のほうだと私は捉えました。一人一人の社会保障と保険料、税の利用、納付状況を一体的に把握監視して、徴収強化と社会保障費の抑制、削減に活用しかねない、そこにつながりかねないような動きだと思っております。同様の制度を既に導入しているアメリカや韓国では、個人情報的大量流出、不正使用が大問題となっている中で、制度見直しの議論が起こっているわけであります。

やはり、地方自治体は国のいいなりではありません。ぜひ、こうした議論をさらに深めながら、やはり延期を含めて拙速に進めるべきではないという立場で反対の討論といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 第 67 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正を次のように定めるとい部分でございますが、私は賛成の立場で討論に参加します。私たちの年代はとても忙しく、基本的に労働にかられる時間が多い中、印鑑証明を取りに庁舎に来るという場合には、会社を休んできたりですとか、あとは遅刻していったりというようなところで、この条例に関してはすごくメリットがあると見込んでおります。

そういうことも含めまして、市民が行政サービスを受けるということに対して平均的なことが、本来市民から求められることのはずです。先ほどの話ですと、マイナンバー制だいろいなることが出てくると思いますけれども、まず考えなければいけないのは、市民にとって使いやすいものであるということです。コストからいったら、先ほどの 18 番議員がこの印鑑証明を取得しに来る時間・距離よりも、私のほうがおそらく圧倒的に早く取得することができるとい意味で、私のほうが行政サービスを優位に使っているという部分で平均的ではないというふうに私は考えています。

このたび、コンビニエンスストアで印鑑証明が取得できるということが可能になれば、市民一人一人の印鑑証明を取りに行くまでの距離、時間等々が平均化されるので、行政サービスはとても平準化されると考えております。先ほど、セキュリティーのことをおっしゃっていましたが、セキュリティーに関しては I T 技術はそれほど脆弱なものではないと考えております。

そういうふうに考えれば、よっぽど市役所に忍び込んだりするほうが、セキュリティーとしては甘いわけです。それでもする人はいない。そういうことを考えますと、性善説にのっとしてしかるべきセキュリティーを今の段階で設定していくことは、それほど脆弱ではないと思っていますので、その心配はないというふうに考えております。以上をもって、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 67 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 67 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第68号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第68号議案についてご説明を申し上げます。本案も第67号議案同様、番号法が施行されることに伴う改正でございます。番号法では個人番号が含まれる個人情報を特定個人情報と定義し、不正利用が行われないように一般の個人情報より手厚い法措置を設けており、地方公共団体にも必要な措置を講ずるよう番号法第31条で規定しております。今回の改正は、番号法の規定に沿って保有する特定個人情報について適正な取り扱いの確保などを図るため、南魚沼市個人情報保護条例の必要な改正を行うものであります。

改正内容につきましては、5ページからの資料、新旧対照表でご説明申し上げます。最初に第2条では、番号法に定義されました個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報について、新たに定義をするものであります。

なお、号の追加によりまして現行の第5号、第6号をそれぞれ9号、10号に繰り下げるものでございます。

第9条、第10条では、特定個人情報の利用や提供について、通常の個人情報よりさらに厳しく制限をしておりますので、条文では別に10条の2として規定することにより、ここでは除外項目とし、また、文中の個人情報を保有個人情報に修正するものであります。

次に第10条の2を追加し、番号法第9条で限定しております、情報提供等記録を除く特定個人情報を利用できる範囲を条例でも規定するものです。第2項では、市の同一機関内での他の業務で、番号法別表2の業務を処理するために特定個人情報を利用する場合には、番号法第9条2項に基づき条例の制定が必要ですので、ここで規定するものです。

第3項では人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、本人または第三者の権利利益を不当に侵害する恐れが認められる場合を除いて、目的以外での利用が認められていますので、条例においても同様に規定するものであります。

第10条の3は、情報提供等記録については特定個人情報に含まれますが、利用目的以外での利用が想定されていないため禁止するものです。

第10条の4は、特定個人情報を実施機関以外でわたす提供につきましては、番号法第19条の規定に限られるため、確認的に規定するものです。

第11条は字句の訂正であります。

第12条は、保有特定個人情報は番号法第19条により提供ができる場合が明確に制限されているため、安全確保などの措置請求については必要がなく除外とするものであります。

第13条は、業務の再委託については、条例では今まで明確に規定されておりましたが、番号法第10条で明確に規定されたことに伴い、条例にも規定するものです。

8ページですが、第15条、第16条、第17条は、保有特定個人情報につきましては、本人の関与についてより一層の保護が必要とされており、本人及び法定代理人に加えて、任意代

理人に対しても開示請求及び訂正請求を行うことを認めるものであります。

9 ページでございます。第 22 条は、情報提供等記録については他の機関で開示等の決定をする場合が想定されず、番号法では適用除外としていることから、条例でも除外するものであります。

第 24 条は、第 15 条と同様に、保有特定個人情報については、本人及び法定代理人に加えて、任意代理人に対しても開示請求を行うことを認めることにより、字句を追加するものであります。

10 ページ、第 28 条は、保有特定個人情報について、第 24 条と同様に訂正請求を行うことを認めることによる字句の追加であります。

第 31 条は、訂正請求における情報提供等記録については、他の機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、第 22 条と同様に移送に関する手続から除外するものであります。

第 32 条は、訂正決定された場合の提供先への通知において、情報提供等記録については第 33 条の 2 で別に規定するため、保有個人情報から除外するものです。

第 32 条の 2、情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録保管されることから、番号法では訂正を実施した場合には、これらの主体に通知しなければならないこととされており、市においても通知することが求められるため、条例において同様に規定するものであります。

11 ページ、第 33 条、保有特定個人情報の利用停止請求については、第 33 条の 2 で別に規定するため、保有個人情報から除外するものであります。

第 33 条の 2 は、番号法では特定個人情報について一般の利用停止請求事由に加え、番号法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例でも同様に規定するものです。なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、違反が想定されていないため除外するものであります。

12 ページ、第 34 条です。第 15 条と同様に保有特定個人情報については、本人及び法定代理人に加えて、任意代理人に対しても利用停止請求を行うことを認めることにより、字句を追加するものであります。

第 50 条であります。条例では保有個人情報については、他の制度による開示が認められている場合には、同一の方法による開示は行わないとしておりますが、番号制度では特定個人情報の提供記録をマイナポータル情報提供等記録開示システムという仕組みで閲覧できるようになり、そちらのほうが利便性が高い場合が想定されるため、重複しての開示請求を認めることとして、他の法令等による開示実施の調整から適用除外とするものであります。あわせて一部字句を修正するものです。

第 54 条、13 ページでございます。第 13 条で再委託の規定を追加したことに伴い、罰則の規定にも加えるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、1 ページから 4 ページの改正条文は、ただいまご説明申し上げました改正内容による記載でございます。

4 ページ、附則の施行日につきましては、番号法に合わせて平成 27 年 10 月 5 日からいたします。番号法では、部分的に 3 段階の施行となっておりますが、条例では実害がないため、全て番号法の当初施行日とするものであります。情報提供等記録につきましては、番号法施行予定日の平成 29 年 1 月まで、適応対象がないにすぎなく実害が生ずる恐れがありません。番号法第 29 条と第 30 条の読みかえ規定の施行日は、平成 28 年 1 月 1 日となっておりますが、各市町村では個人への番号通知により、番号法の当初施行日から特定個人情報を保有することになるため、開示訂正利用停止の規定についても、当初施行日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 改めて確認いたしますが、議会の会議規則第 55 条、発言内容の制限、発言は全て簡明によるもの、簡明とは簡単ではっきりしていることです。そして議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。そして、3 項では質疑に当たっては自己の意見を述べるができないとなっております。自己の意見を述べる場合は、討論の中でお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では 2 点、簡潔にお願いいたしますが、1 点目は基本的なハードな面ですけれども、私らの感覚からすると日ごろ日常的にやっているパソコンと、データが今度はいれるんだろうけれどもそういう基幹系なのか情報系なのか、そこら辺が自分の中ではごっちゃになっているのですけれども、そこら辺がきちんと分かれていないと大変なことになるような気がします。

前にも聞いたような気がするのですが、このところのきちんとそういう情報系、基幹系のシステムが区別されて、相互に簡単には行き来できないというようなことになっているのか、というのを 1 点お聞きします。

もう 1 点、先ほどらい日本年金機構等の情報漏えいの問題等もありまして、一極集中での情報漏れの心配があるわけです。その心配解消のためにもここにも出ていますけれども、特定個人情報がありますが、その保護評価というのをすることになっていまして、インターネットを見たら保護評価書というのがもう 21 も公表されていまして。その辺、実態にあったり第三者からの意見を聞いたり、住民からの意見を聞いたりしながらそれを作成するということになっていまして。私も勉強不足で初めてそれを見たところなんで、それらのリスク解消の対策が、住民やそういうところに行きわたっているのかということも 2 点お願いいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、ハード面のご質問ですけれども、市のシステムについては議員がおっしゃるように 2 系統に分かれておりまして、基幹系と情報系ということで、基幹系について

は論理的に一般のインターネット回線とは分離されております。このシステムをLGWANという行政の専門回線をつないで、特定個人情報をやり取りしますので、情報系の、インターネットに接続して職員が今一般的に使っているパソコンとは分離されて、情報がやりとりされるということでございます。

それから、特定個人情報保護評価については、保護評価のやり方としてその取り扱うデータの規模によりまして、基礎評価、重点評価、全項目評価と3段階に分かれております。いろいろな審議会、協会等のご意見をいただくという部分は、重点評価それから全項目評価のほうに規定されておまして、当市の場合は取り扱う件数からして基礎項目評価で足りるという範囲に入っておりますので、そこまでの必要はないということをやっております。

この辺の保護評価書への市民の周知ですが、保護評価書を見ていただくとわかるのですが、保護評価の安全性を宣言するという部分が主体になっておりますので、この辺について細かく市民の皆さんにお知らせをするというよりも、市では万全な対策をしていますよということ、市政懇談会でもお話をしてみましたが、その部分で足りるというふうに私どもは考えております。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第50条の2の部分をちょっとお聞きしたいのは、新しく加えた部分でありますね。「保有特定個人情報を除く」という部分でありますけれども、開示請求であります。南魚沼市の情報公開条例にのっとって開示請求があった場合というのと、ここの個人情報保護条例で定めるところの、保有特定個人情報を除くというところの開示ですけれども、同一の方法による開示を行わないということは、情報公開での開示のやり方と、それと個人情報保護条例に基づいたこの保有特定個人情報の開示というのは、異なった開示の仕方をするということなんですか。ちょっとそこを教えてください。

○議 長 確認ですが、12ページの50条の……。

〔「12ページの第50条の2」と叫ぶ者あり〕

○議 長 総務課長。

○総務課長 他の法令との関係ということですが、今までの情報公開ですと基本的には文書での開示あるいは閲覧ということが、もう一般的だったわけです。このたび番号法の制度の中で、初めてマイナポータルといわれている、電子的に情報を閲覧するというのが取り入れられましたので、その辺では番号法の規定とは違ってきているということでもあります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 これは先ほどの第67号議案のときにも質疑があった、マイナンバーポータルでありますよね。マイナンバーポータルということで、そういうような公開、開示をしますよというので、それで除くという規定があるのだと、そういうことで理解していいわけですね。終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 本文の2ページの3、この説明が私はちょっと理解できないのですが、「生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的外の目的のために特定個人情報を利用することができる」ということ。同意がなくてもできるということになると、非常に、どんどん、どんどん拡大していきはしまいかというような感じがするんですけども、説明をお願いします。

それで、理解ができていない人に説明をして、例えば従業員に説明をしてもなかなかわからないというときには、かわって開示をお願いしたりそういうことができるのか。これだと、どういう人が対象なのか、その辺もひとつお聞きします。お年寄りとか、あるいは子どもとか、要するに赤ちゃんからですからね。そういうのでこの開示情報を利用できるというあたりの説明をお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 生命、財産の保護など緊急事態ということですからけれども、これは想定されるのは災害時等というような形だと思われております。そういう場合、本人の同意を得るとか、いろいろな手続がなかなか取りにくい緊急事態という場合になるかと思いますので、そういう場合で番号を使って情報を早めに取得したほうが、その事態を回避できるとか、対応できるという部分を想定してのことであるというふうに理解しております。

それから情報の開示については、今回、任意代理人もオーケーということで規定されておりますので、委任状を持ってきていただいた方には、より広い範囲で特定個人情報を確認していただくという、範囲を広げるという意味合いだと思いますけれども、そういうことで任意代理人も認められているということですので、委任状等の対応で開示できるということになるかと思えます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 災害のとき、緊急を要するときというような説明だと思います。

次に、先ほどの討論にもありましたように、今、前段の質問でもありましたが、そのLGWANとかというシステムだから、今度はそういう情報の漏れとかという心配はないのだということでもあります。この法律が議題に上った時点で、一番やっぱり問題があった年金の情報が漏れたというあのときには、じゃあ、現にその年金の情報というのは、情報系とか基幹系とかというそういったのはどういふのを利用して、それでもそういう事態が起きたのかというあたりを、年金の情報漏れは何が原因だというふうに考えておられるのか、ひとつお聞きしておきます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 年金機構の情報流出につきましては、先ほどシステムのところで基幹系と情報系というお話をさせていただいたかと思えますけれども、市でも基幹系という部分では、税情報、それから住民記録情報は、基幹系という一般の職員が使うパソコン系とは分離した形で扱っています。

年金機構も同様に、その名称はわかりませんが、そういう個人情報をシステムで使っている業務として使っている部分、そこからデータをいろいろ通知を出したり、集計をしたりするために、個人のインターネットに接続したシステムのほうにデータを物理的に移して、その情報系を作業をしていたわけです。そこがメールのターゲット攻撃に遭いまして、その情報系と呼ばれるかどうかわかりませんが、そちらのほうのシステムで管理していた情報が流出したということです。

ですので、基幹系と呼ばれる根本になる業務で使っている部分に侵入されたということではないと理解しております。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 第 54 条、13 ページについてお伺いしますが、このシステムを故意に改ざんをして外部に提供をしたと、あるいはまたこの端末チップを故意に持ち出して外部に提供したというこの職員または職員に準ずる人物の処分に係る問題ですが、これは確か刑法上の 2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金となっていますけれども、市としてはどのようなこういう職員に対しては処分を考えているのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 公務員そのものは大体そうでありますけれども、いわゆる懲役刑を受けたとか、これは裁判で決定しなければはっきりしませんけれども、そうなれば完全に懲戒免職です。それから、罰金刑であってもこれはもう簡単に言いますと、市としてはほぼ、いろいろ例にはよりますけれどもこういう重大な過ちを犯した部分については、私はですよ、懲戒審査会はありますけれども、私はもう懲戒免職に該当する部分だろうというふうに考えております。

これはまあ市は罰金刑の場合は停職だそうであります。しかし、その内容によってこれは判断もできますので、懲戒審査会をとおして厳重な罰を科すということであります。懲役刑になればもう完全にそこで終わりです。

○中沢俊一君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は 68 号議案について、反対の立場で討論に参加いたします。前号の議案でも申し上げましたので簡単に申し上げます。私はこの法案にかかわる問題は、まだまだ国民に理解をされていない。そして、いろいろな問題点を含んでいる。そして、既に外国ではこういった制度を取り入れている韓国とかアメリカでは、大変な問題が起きていると、見直しをしていかなければならないという考え方もあるようであります。

そういった中で、それに挑戦していこうということでもあります。私は読んでいて驚いたのは、ドイツですね。ドイツは統一的な個人認識番号は許されない。1つの番号で個人の情報を集約管理してはいけない。こういった大前提をもってやる行政のようでありまして、この共通背番号制度については、もう国是としてやらないということになっているようであります。

先進の国々がいろいろ試行錯誤した中で、問題があると指摘している問題について、日本はそれを繰り返そうとしているということで、私は非常に危惧しているところであります。やっぱりこれは地方議会から声を上げて、そして、この法案は中止をして、そしてもっともっと違うところに予算を投入する形が必要ではないかと思えます。

聞くところによると、これだけで3,000億円とかというような話も出ているようですが、やはり、今やらなければならないのは、そういうものではないというふうに思います。以上で反対討論とします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第68号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第68号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第69号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第69号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、いわゆる番号法施行に伴う個人番号通知カード、個人番号カードの再発行手数料額及び平成28年2月から開始を予定しているコンビニエンスストア等での多機能端末機で住民票等の交付を受ける場合の手数料額を定めるものです。

それでは、詳細について資料の新旧対照表に基づいて説明をさせていただきたいと思しますので、3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第1条関係、現行条例第2条で定める別表第1の33項で引用している法律名が改正されたことによる整理です。

第2条関係、同じく別表第1の12部の次に、12-2部、個人通知カードの再交付手数料を1枚につき500円とするものです。初回の発行につきましては、全員無料となっております

が、不注意により紛失等による再交付の際は、国のガイドラインに沿って 500 円と定めるものです。

それでは、4 ページをお願いいたします。第 3 条関係、12-3、個人番号カードについては希望により交付するものですが、初めての交付を受ける場合には、通知カード同様、無料となっております。本人の不注意等により再交付が必要となった場合の手数料を、ガイドラインに沿って 800 円と定めるものです。

第 4 条関係、平成 28 年 2 月からコンビニ等で多機能端末機で住民票、印鑑登録証明書の交付を受ける場合の手数料は、現在の自動交付機と同額で窓口で交付を受ける場合より 50 円少ない 250 円とするものです。また、新たに取得が可能となる所得証明書についても、250 円とするものです。

議案の 2 ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第 2 条通知カードの再交付につきましては、平成 27 年 10 月 5 日から、第 3 条個人番号カードの再交付については、平成 28 年 1 月 1 日から、第 4 条のコンビニエンスストア等における交付手数料につきましては、平成 28 年 2 月 1 日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 69 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声がありますので、反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 69 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 70 号議案 南魚沼市医師修学基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 第 70 号議案 南魚沼市医師修学基金条例の一部改正について提案

理由の説明を申し上げます。本年 11 月 1 日に行われる市立病院の再編に合わせ、南魚沼市医師修学基金条例につきまして市立病院再編後の市立医療機関、市立 2 病院さらには市立診療所とございますが、この間の整合を図るため一部を改正させていただきたいものです。

まず 3 ページのほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表により説明をさせていただきます。まず、設置第 1 条中、市立ゆきぐに大和病院の次に新設の「南魚沼市民病院」を加えさせていただくものです。

また、第 6 条 委任の項目ですが、第 6 条中、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるとあるものを、「市長が別に定める」という形にさせていただくものです。

1 ページをごらんください。附則でございます。この条例は平成 27 年 11 月 1 日から施行するものとします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけちょっとお聞きしますけれども、6 条のほうですけれども、「規則」が「市長が別に定める」というふうになりましたけれども、規則、従来であれば規則ですから、規則以外何物でもないわけですけれども、今度のときは市長が別に定めるということで、割とこう市長の権限内の規則で定めるのか、ほかの告示なりというふうに幅が多分広がっていると思うのです。この利用からするとそのほうが使い勝手がいいのかもしれませんが、そのようなことにした理由がちょっと説明がなかったので、そこのところをお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 ここにつきましては、利用があつてというところもございましてけれども、一般的な市の条例で市長にこの部分を委任しているといえますか、定めるという形が一般的なものですから、ここも含めてちょっと内容を整理させていただいたという形になります。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 70 号議案 南魚沼市医師修学基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 56 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 日程第 5、第 71 号議案 南魚沼市児童遊園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 71 号議案 南魚沼市児童遊園条例の一部改正についてご説明申し上げます。本条例改正の趣旨ですが、現在、市には児童福祉法第 40 条に基づきます、児童厚生施設としての児童遊園が吉里と万条の 2 か所に設置してあります。これらは旧塩沢町において設置されたもので、平成 18 年 4 月から指定管理による管理を行っているものです。このうち吉里児童遊園につきましては、本年 9 月末で土地の使用貸借契約が満了することを機に、土地所有者から原状復帰による返還を求められていること及び設置の目的を果たし今後における設置継続の必要性もなくなったことから、9 月末日をもって廃止するものです。

改正の具体的内容につきましては、議案 3 ページ、新旧対照表に記載のとおり、第 2 条、名称及び位置の規定中、表の「吉里児童遊園」の項を削除するものです。

1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり施行期日を平成 27 年 10 月 1 日としたいものであります。

なお、本年度当初に保育園等施設整備事業費で予算措置しましたとおり、期間満了後に工作物の撤去及び土地の現状復帰を行い、返還を予定しております。また、万条児童遊園につきましては、現行の指定期間満了後も契約を更新して、管理をお願いする予定としておりますことを申し添えます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 その後も指定管理を依頼して維持管理をするということですが、返還という言葉も出て……（「万条、別のほう」と叫ぶ者あり）使用貸借で原状復帰ということですので、それについてはでは、原状復帰ということは地目は何になるんですか。その前の時点では田か畑かなんかだったと思うのですけれども。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 私が余計な説明をしたばかりに、混乱を招いて申しわけありませんでした。これは個人の所有地でありますので、返還後の使用につきましては私どもは感知しておりません。以上です。

〔「地目は何か。もう 1 回いきましょう」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要するに契約はどうだったかということ。原状復帰、もとの形に戻すということですので、もとは農地ではなかったかと。農地であるとするならば、農地に返さなければならぬと、こういうこと。畑の状況に戻すということなのか、その辺をお聞きして、地目はどうなるかと、こういう話をしているのです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 整地をして農地というよりはたいらにして、あとは所有者の利用に任せるとのことですので、整地をしてお返しするという内容です。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第71号議案 南魚沼市児童遊園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第72号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 第72号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。11月1日に行われる南魚沼市立病院の再編に伴いまして、南魚沼市訪問看護ステーションを現在のゆきぐに大和病院から南魚沼市民病院に移設することとしています。これは地域の中心的位置にある、南魚沼市民病院に訪問看護ステーションを移すことで、訪問看護事業の効率性、機動性、利便性を高め、利用者や市民へ提供するサービスの質の向上を図るために行うものであります。

また、訪問看護ステーションを地域の中心的位置に移設することから、限られた医療スタッフを分散させず、集中的に配置することができ、訪問看護業務の効率性、機動性を高めることが可能となります。このことから、訪問看護ステーションの支所、塩沢、六日町でございますが、これを置かないこととしたいものであります。

次に3ページのほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、本条例文面を簡潔にするため、第2条第1項中の訪問看護事業を行う施設の下に以下「施設」を加えます。

次に位置について、第2条第1項表中の位置を南魚沼市浦佐4115番地から南魚沼市六日町2643番地1に改め、支所の設置に関する第2項を削除するものであります。第3条及び第4条につきましては、第2条で規定した内容に基づき条文を整理し、条文間の整合を図る改正となっています。

続きまして1ページのほうへお戻りいただきたいと思えます。附則でございます。この条例は平成27年11月1日から施行するものとします。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8番・山田勝君。

○山田 勝君 支所を置かないことで効率化を図るという説明をされましたが、支所を置かないで効率化というその「効率化」の具体的なところを、もうちょっと説明いただければ。支所があることでの安心というか、距離感の短さというのがあるのじゃないかなと思うのですが、その効率化をもうちょっと説明いただければ。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 実は条例上は支所が、六日町城内診療所になりますが、それと塩沢に一応設置をしております。ただ、今、人員の体制等も含めて、現状支所は機能していないというのが現実でございます。今後の体制につきましては、これを市民病院、市の中心部に設置をしまして、ここに医療資源を集中をして、市全体に地域全体にこのサービス提供を図っていくということでございます。これによって、今度は市民病院、今現在も正直なかなか機能ができない状態になっているわけですが、そこに市民病院の配置をする医療スタッフを分けるということになりますと、その間の調整連絡等のほうに手がかかってしまいますので、集約をした中で全体を対象にして、機動的にサービスの提供を図っていきたいという内容になっています。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 身近にその保健師さんがいたり、その何ていうか顔がわかることが安心感のもとのような気がするんですが、中央集中ですと非常に地域との密着性が薄れるような気がする感じが1点。それから、やはり六日町から地域の外れのほうまで、またそこからスタートということになりますと、女性の方がずっと冬でも長い距離、車を運転してそちらに向かうわけです。そうすると、危険性というかそういったところもちょっと不安があるのですが、やはり中央の集中がいいというその辺をもう少し説明いただけますか。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 実は今、ゆきぐに大和病院1か所で市内全域の対応にあたっているというのが現状でございます。これを今度は市民病院のほうに拠点を移しますが、ゆきぐに大和病院においても訪問診療等はこれは残ります。それら以外の部分については、今度は市の中心部のほうにスタッフが移りますので、例えば塩沢、六日町の城内、五十沢についても今までに比べて距離的にもずっと短くなります。現状に比べてサービスの向上は十分図って

いけるだろうというふうに考えています。以上です。

○山田 勝君 わかりました。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今回の質問質疑を受けてちょっとさらに不安もあるのですけれども、地域包括ケアシステムをこれから構築してくわけですが、本来の形からすれば中学校単位での構築というようなことをいわれているのです。これからどういう形にするかはわかりませんが、その辺を念頭に置いてこの訪問看護ステーションの統廃合というか、統一化したのか。そこら辺を十分こう、そこら辺の構想と協議をしながら進めたのかだけをお伺いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 今回の実はスタッフの数といいますか、市の病院事業の置かれている状況から言いますと、将来的なそういった部分の展望といいますか、国が言っている地域包括ケアシステム、これらについては南魚沼市も当然、検討していく、目指していく方向ということにはなろうかと思えます。今現在ですと大和と六日町この2つの病院を基本的には担いながら、今まであったそこの地域のサービスですね、これをどう維持していくか。どうより向上させていくかというのが1つの大きな課題だというふうに思っています。

今度は拠点が六日町にできましたので、そういった意味では市全体を対象としたサービスということになれば、十分今まで以上のサービスが提供していけるだろうと思っています。もう1つは、今、機能していない2つの支所でございますけれども、これについてはいったんここで整理をさせていただいて、今後、医療スタッフや地域のサービスを推進する中で、充実を図る中でまた検討していきたいと。

ただ、正直言いまして塩沢、六日町といいますか城内くらいの距離ですと、車で10分なり15分ぐらいの距離でございますので、連絡調整等も含めて今のところ、この人数であれば1か所に集中してサービスを提供するほうが、合理的であろうというふうに判断しています。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 集約をするということですが、私は大和病院は今後40床なり、あるいはどういう形でニーズに応じていくかという中で、在宅医療、訪問看護という形になるのかなというふうに思っていたのですが、こういった集約……

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 なんらかとしてもこの今現在どの程度のニーズがあつて、だからどうだという形であるとするならば、私は今後を見れば支所機能というのは必要になる。特に大和病院とその六日町市民病院ですか、これはもう当然、在宅医療に行かざるを得ない国の体制だと思うのです。その点をどういうふうに考慮しているのか。部内の結論だと言われればそこまでなんです、その見通しからしてみてもどういう見解なのかひとつお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 議員のおっしゃるとおりだと思います。今現在、市内全域に大和病院を拠点にサービスの実施を行っているわけですが、今度これが先ほどから何度も申し上げていますが、市民病院ができるということで、それが効率化の面から市の中心部である市民病院に移して当面の間はやっていきたい。

病院自体の方針といたしましても、今度は地域完結型医療の中で役割分担をしながら、大和病院と市民病院については、これまで大和で培ってきたそういう意味では地域医療を、さらに市全体で充実をさせていくということです。これはスタッフの充実ですとか、これから進めていく地域医療の六日町、塩沢地区への浸透、その辺を見ながらさらに支所機能が必要なのかどうか、そういった検討というのは当然に進めていくということになるかと思いますが、今現在 11 月に向けてという段階では、このような形でまずはスタートをしたいということでございます。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 72 号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 73 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは第 73 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本年 6 月 1 日の基幹病院の開院で、全国的にも例を見ない南魚沼地域の医療再編がスタートしました。この医療再編の中で当市は同日に市立六日町病院を期間限定で開設し、11 月 1 日には病床数 140 床の南魚沼市民病院を開院、同時にゆきぐに大和病院の診療機能を縮小して運営する市立病院再編を進めております。この市立病院の再編により、南魚沼市病院事業は周辺の医療機関や福祉機関等と連携し、協力しながら新たな形で南魚沼市の地域医療を展開、実践し、市民、住民の皆様の安心安全な生活を医療面から可能な限りサポートしていく考えであり、それが使命であると

考えています。

したがいまして、今9月定例会におきまして、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正させていただき、新たに南魚沼市の地域医療のための市立病院体制、病院事業に移行していきたいものであります。

まず3ページのほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、第2条第3項中、南魚沼市立ゆきぐに大和病院の病床数につきまして、一般病床161床、療養病床38床を、一般病床のみの40床に改め、同条第5項では、南魚沼市農村検診センター及び魚沼地域特別養護老人ホーム八色園と協調し、地域の医療の中核となるようになっておりますのを、周辺の医療機関及び福祉機関等と連携し、市民の健康の保持増進にという表現に改めたいものであります。

また、南魚沼市民病院の位置、それから病床数でございすけれども、これらにつきましては平成26年3月の議会においてご決定をいただいておりますので申し添えます。

申しわけありません、1ページのほうお戻りをいただきたいと思います。附則第1項は本条例の施行期日で、平成27年11月1日から施行するものといたします。

附則第2項は、南魚沼市農村検診センター条例の廃止であります。先ほど説明しました第2条第5項の条文の表現改正と関連するものであります。南魚沼市農村検診センターは、昭和51年に大和病院とともに開設しておりますが、平成元年の研修施設健友館の開設、それから平成16年11月の南魚沼市の誕生を経まして、この農村検診センターはその使命を順次終えてきております。したがいまして、本年11月1日の市民病院の再編医療に合わせて、南魚沼市農村検診センター条例は廃止をさせていただきたいものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 正式に40床という形が出てきたのですが、私は常に申し上げておりましたが、38床の療養型病床これについてどういう検討をした結果、廃止でいいのかという――要するに病院サイドではどういった考え方で検討されたかひとつお聞きします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 先般の決算の関係でも少しそこのご質問があったかと思うのですが、この魚沼全体の医療再編の中で、当初、医療再編に伴う当初の議論がちょっと詳しくどうであったかというのは、私もちょっと承知していない部分があるのですが、魚沼地域の中で基幹病院を中心にそれぞれ病床数を割り振る中で、地域完結型の医療体制を構築するという県も含めた全体の計画の中で、病床数の割り振りはあったんだろうというふう聞いています。

その中で、市民病院については一般病床が六日町で140床、大和で40床という割り振りになりましたし、療養病床につきましては、うちが38床なくなる分、魚沼市において逆に44

床増床するということで、魚沼地域全体では、若干プラスになりますけれども、現状以上の療養病床を確保した中で、全体で役割分担をしながら魚沼地域で完結型医療体制を実現するというふうに進んでいるというふうに存じ上げています。

ただ、議員ご指摘のように、うちが10月末で療養病床がなくなりますので、お隣の小出病院さんが44床立ち上げるのが平成28年4月ということになります。そういう意味でもその間、38床分がちょっとなくなるということにこれはなるわけですけれども、全体の医療再編の中で過渡期でございますので、例えば今も六日町にはまだ市民病院が開院できずに、暫定病院という形で入院ベッドを持たない中で、今、市立六日町病院のスタッフから頑張っているというふうに思っています。

このような形で完結をするまでの間は、若干のご不便をおかけするという部分もあるかと思いますが、4月完結後には今以上に充実をした体制の中で、魚沼地域全体として1つの病院というふうな形で取り組んでいくと。1日も早くそれが安定をして動いていくということに向かって、今、努力をしているところですので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 説明はすごく整然とされているのですが、実際のその38床は、多分、ほぼ満床だったと思うのですけれども、それが城内診療所の4床がなくなり、こういう結果になると非常に利用者が困惑しているのではないかとことを耳にするわけであります。やはり、医療の現場ではそういう再編はそうだとすることでまあまあと思っても、これからは医療と介護が両方一体として進むわけであります。ですので、医療分野はこうでない部分は福祉という形を、医療現場サイドからもこの人たちをどうするんだというあたりを、やはりきちっと出していってもらわないと、こういう問題が起きているということはどうも少し前面に出していただきたいなというふうに私は感じました。

そういう点でひとつ療養病床を、今後の問題から絡めて増床していかなければならない事態が来るのかどうかという、やっぱりその見計らいと申しますか、予測をきちっと立てていく義務も医療サイドには出てくるかと思っておりますので、今後そういった注視をしていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 全く同じ部分で関連でございますけれども、確認をさせていただきたい。今、部長からは、今の状況でご不便はかけたくないという部分がありましたけれども、この部分がやはり一番気になる場所でございます。これは議員みんなが心配をしております。市長からぜひ、本当にかけないのかどうか、やっぱり市民の皆さんの前でというか議会の中できちんと言ってもらいたい。

実際にやってだめだったというわけにはいかないわけでありまして、暫定で云々というわけにはいかないわけでありまして、この今やっている患者の皆さん方が行くところがないという、そんなことは絶対させてはいけないわけでありまして、市長の口からきちんとその部分は言っていた

きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 この問題は議員も属しておられます、地域医療の特別委員会、この中でも申し上げておりますように、暫定期間といいますかこの期間について、今、入っている人をさあ、出て行ってくれということはしませんということを申し上げております。どういう形でやるかというのは、例えば基幹で一時的に受けていただく——例えばですよ。あるいは、大和病院の今の40床の部分で一時的に受けていただくとか、いろいろのことは考えていかなければなりません。いずれにしても家庭に帰られる状態でない方を、知らないからどこかへ行けということだけはしないということはずっと申し上げてきております。改めてここで申し上げておきますが、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 市長からそういう部分がございますので、安心したいと思えますけれども、方向性を出すということですが、その方向性がなかなか今現在は出ないのかもしれないけれども、早めに出していただいた中でやはり皆さんに、安心をするそういう体制をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第73号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第74号議案 南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは第74号議案 南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院に関する条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。魚沼地域の医療再編により、魚沼基幹病院が6月1日に開院し診療を開始しておりますが、駐車場等外構については整備が継続しており、旧魚沼地域特別養護老人ホーム八色園棟につきましても順次取り壊し、駐車場に整備される予定となっております。現在ゆきぐに鍼灸治療院は、取り壊し予定の旧八色園棟内に設置されておりますので、11月1日の市立病院再編に合わせ、位置をゆきぐに大和病院

内に改めたいものであります。

また、施療料金について、県内の料金との均衡を図るため、これについても改めさせていただきます。

それではまず3ページのほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず位置でございますが、第2条中、鍼灸治療院の位置を南魚沼市浦佐4008番地から同4115番地に改め、料金について第4条第1号、初診者1回3,000円を3,500円に、再診者1回2,500円を3,000円にそれぞれ改めさせていただきます。

それでは1ページのほうをごらんいただきたいと思います。附則でございます。この条例は平成27年11月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第74号議案 南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第90号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第90号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道認定は新規5路線を提案するものでございます。道路種別、起終点の地番、延長、幅員、主な経過地は記載のとおりでございます。

それでは、議案資料の図面でご説明させていただきます。3ページをごらんください。図面番号1、路線名 黒土新田11号線、延長は54メートル、幅員は5メートルでございます。当該路線は黒土新田地内の道路で、市道浦佐黒土新田線を起点とする地元行政区から要望のありました路線でございます。袋状路線であります。市道認定に関する取扱い要領における基準に合致することから、認定をお願いするものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。図面番号2、路線名 余川上ノ原旧国線、延長は2,130メートル、幅員は10から25メートルでございます。当該路線は上越魚沼地域振興快速道路、国道253号八箇峠道路の供用開始後の国道県道及び市道の再編計画に基づくものでありまして、今後、県と施設移管の協議を進めるために、市道認定をお願いするものでございます。

八箇峠道路の十日町八箇インターチェンジから野田インターチェンジ間が、平成29年度に供用開始をいたします。この際に、野田インターチェンジから国道253号余川交差点——セブンイレブンのある交差点でございますが、ここまでの市道及び県道が国道253号となりますので、現在の国道253号の余川交差点から上の原入り口までの区間を市道とするものでございます。このようなことから供用開始は、八箇峠道路の供用開始に合わせることでございます。

なお、その時点で当該路線の先につきましては、県道田沢小栗山線、通称魚沼スカイラインでございますが、この県道が上の原入り口まで延伸されまして、県の管理となることとなっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。図面番号3、路線名 八箇トンネル線、延長は742メートル、幅員は8メートルでございます。起点は現在の国道253号魚沼スカイライン入り口、終点は八箇トンネルの十日町市との境界地点となります。当該路線も先ほどの余川上ノ原旧国線と同様に、八箇峠道路の供用に伴う国道253号のルート変更により、市道認定をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。図面番号4、路線名 市営長森住宅線、延長は128メートル、幅員は5から8メートルでございます。当該路線は長森地内の道路で市道魚沼荘線を起点及び終点とする、市営長森住宅の構内通路でございます。現在は沿線に一般住宅の建設等も進んできており、市道として管理することが好ましい状況であることから、市道認定をお願いするものでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。図面番号5、路線名 泉新田団地線、延長は164メートル、幅員は6メートルでございます。当該路線は泉新田地内の県道城内焼野線に面した分譲地の団地内通路でございます。分譲地の6割以上に住宅が建設されたことから、地元行政区の要望を受け、市道認定をお願いするものでございます。

以上、新規認定5路線でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 番号2番の余川上ノ原旧国線と3番の八箇トンネル線に関連してお伺いしたいわけではありますが、道路供用開始ということで産建のほうでは、余川インターチェンジこれが開通に合わせて市道認定を行ってという、国道253号が市道になるという部分でありますけれども、それとあわせて余川インターチェンジが開通と供用開始と。あわせて

便宜的に使っていた部分を、今度は市道に移すという2つの市道移管の部分が出ていますが、どうも余川インターチェンジの供用開始は、平成29年秋ごろになるという話になりますけれども、そこら辺の日程的なところと、その先であります。今、バイパスのほうで余川中道遺跡の発掘が終わりまして、今は土盛りをしている、あの部分につながるわけです。そこから先の要はジャスコですね、ジャスコへ行く部分とそれについても平成29年の秋に供用開始ということで、計画をしているのかどうかということをお伺いしたい。

もう1点は旧253号線の、要するに除雪体制であります。市道認定ということでありますけれども、県道部分が上の部分と、それから上の原地内と2本あるわけです。この市道の部分についての除雪について、県とどのような協議をしているのかということをお伺いしたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 八箇峠道路で供用開始になるのは、野田インターチェンジまででございますので、よろしく願いいたします。それで、供用開始は平成29年度というふうなことで、国交省からも話は出ておりますけれども、年度のうちいつというのは、今の時点で明確になってはおりません。あくまでも今、公表されていますのが、平成29年度ということで、ご理解いただきたいと思っております。

そして、その後、現在の253との交差点、それから17号バイパスのほうへ延線されるわけですが、そこにつきましては今後の工事ということになります。

今ほどお話がありました余川中道遺跡の関係ですけれども、その路線につきましては、17号バイパスの部分になりまして、高校通りから253まで、ジャスコの前までですけれども、そこを供用開始に向けて用地買収は済んでおります。来年からは埋蔵文化財の調査に入りますので、それが終わり次第、工事に入り253までつながるという状況でございます。

市道になります253の除雪ですけれども、当然、道路管理者が市になりますので、市が除雪をすることになります。ただ、今お話がありましたように、上の原地区の県道、それから現在253を県が除雪しておりますので、相互乗入という協議が当然出てきますので、市がするか県がするかというのはこれからの協議ということで、よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 除雪についてはわかりましたけれども、要は野田インターチェンジのほうで供用開始となった時点で、市道のほうの除雪が始まると考えていいわけですね。除雪とすれば……（何事か叫ぶ者あり）はい。

もう1点のほうは、余川中道遺跡からその先の部分でありますけれども、相当、距離的に短い部分でありながらも、六日町バイパス自体の計画路線は短いながらも、なかなか進まないという部分で、自転車の方たち、農地の所有の方たちも心配している部分もありました。けれども、この部分が先が不透明であるということであるならば、やっぱりできるだけ早期の、当初計画どおりの部分が、最低でも253までは通すというところの計画がはっきりして

おかないと、なかなかさらにその先までが進まないと思いますので、頑張っていたきたい。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 90 号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 91 号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 91 号議案 市道の路線変更についての提案理由をご説明申し上げます。市道野際病院線の終点の変更でございます。資料の 3 ページをお願いいたします。少し図面のほうを説明させていただきます。図面上段の中央から左下に向かって伸びている大きな道路が関越自動車道でございます。図面上のほう、その関越自動車道の右側に並行しています、上から 5 センチ程度の道路、これが供用開始済みの 17 号バイパスでございます。現在、余川の高校通りから県道平石西ノ裏線、これはホテル越路荘の前の県道でございますが、ここまでが開通しております。六日町バイパスは、この場所から図面の下のほうに向かって、コメリホームセンターの後ろを通り、四角で囲まれた変更前終点と図示されています、太い点線の矢印の上を塩沢方面に向かって進んでいく計画でございます。見えにくいですが、薄く 1 センチ程度の幅の線があります。これがバイパス用地でございます。現在、六日町病院の前の市道杉ノ島線までを工事しており、南魚沼市民病院の開院に合わせて 10 月末に供用開始する予定となっております。

それでは、市道野際病院線の変更についてご説明申し上げます。野際病院線は県道平石西ノ裏線を起点とし、市道杉ノ島線までの道路ですが、小栗山地内の国道 17 号六日町バイパスの供用開始に伴う終点の変更でございます。

太い点線で示されています、コメリホームセンター脇から杉ノ島線までの区間、この区間が六日町バイパスと重複することから、つけかえをするものでございます。つけかえルートは実線のように、コメリホームセンター南側で六日町バイパスと平面交差し、現在の終点より 100 メートルほど西にあります六日町病院前が変更後の終点となります。変更後の延長は

800メートル、幅員は11.3から17.7メートルでございます。なお、当該路線の変更後の供用開始は、六日町バイパスの供用開始に合わせることでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第91号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり決定されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

○議 長 次の本会議はあす9月8日午前9時30分から、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午前11時54分〕